

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特例事業主名 山梨県韮崎市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.3%
全職員	65.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	102.6%
本庁課長補佐相当職	92.2%
本庁係長相当職	94.4%

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	78.4%
31～35年	83.4%
26～30年	84.3%
21～25年	74.4%
16～20年	87.5%
11～15年	89.2%
6～10年	83.0%
1～5年	64.3%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報について

・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は72.1%、住居手当の受給者に占める男性の割合は64.5%となっている。

・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に含まれる会計年度任用職員については、女性の割合が83.1%となっており、給与水準が低い女性職員に偏っている。

2. (1)「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別の情報について

・本庁部長局・次長相当職について、本市には該当する役職がないため記載なし。

2. (2)「任期の定めのない常勤職員」に係る勤続年数別の情報について

・勤続年数1～5年の区分では、他自治体等からの割愛人事異動等が含まれており、その影響を除いた場合の男女の給与の差異は91.3%である

*勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。